

議案第11号

新居浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年2月26日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

新居浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に、「並びに期末手当」を「並びに期末手当及び勤勉手当」に改める。

第4条第1項中「期末手当」を「期末手当及び勤勉手当」に改める。

第14条の次に次の1条を加える。

（勤勉手当）

第14条の2 給与条例第23条（第2項第2号及び第4項を除く。）の規定は、会計年度任用職員（市長が規則で定める職員に限る。）について準用する。この場合において、同条第2項第1号中「前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員」とあるのは「会計年度任用職員」と、「当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡

した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の102.5」とあるのは「当該会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に100分の50」と、同条第3項中「基準日現在」とあるのは「基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)」と、「給料の月額(育児短時間勤務職員等にあっては、給料の月額を算出率で除して得た額)及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、フルタイム会計年度任用職員にあっては「給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」と、月額で基本報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員にあっては「基本報酬の月額及びこれに対する地域手当に相当する報酬の月額の合計額」と、日額又は時間額で基本報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員にあっては「市長が規則で定める額」と読み替えるものとする。

附則第2項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(新居浜市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

2 新居浜市職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第5号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「第23条第1項」を「第23条第1項(会計年度任用職員の給与条例第14条の2の規定により準用する場合を含む。)」に、「職員(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)」を「職員」に改める。

#### 提案理由

地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員に対し勤勉手当を支給するため、及び期末手当の支給割合を改めるため、本案を提出する。